

## 令和2年度～令和3年度 来館意欲醸成映像の制作業務委託契約書

静岡県富士山世界遺産センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和2年度～令和3年度 来館意欲醸成映像の制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止または終了した後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 この委託期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

（申出義務）

第6条 乙は、甲の定める要領の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第7条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第8条 乙は、第16条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に、乙に対し、委託費を支払うものとする。

2 委託費は精算払いとする。

（契約保証金）

第9条 契約保証金は免除とする。

（契約の変更）

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。  
(損害賠償責任)

第13条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書等の提出)

第14条 乙は、この契約の締結後7日以内に委託業務実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は前項の規定により提出した委託業務実施計画書を変更する場合は、委託業務実施変更計画書（様式第1号）を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務実績報告書等の提出)

第16条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に定める委託業務実績報告書(様式第2号)に契約目的物一式を添付して、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から書類の提出を受けたときは、速やかに内容を検査し、適合すると認めるときは、乙に対して書面により通知するものとする。

(手直し等)

第17条 甲は、乙が前条第2項の検査に合格しないときは、乙に対して手直しを求めることができる。

2 乙は、前項の手直しが完了したときは、直ちに手直し実績報告書に手直しに係る契約目的物一式を添えて、甲に提出しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用するものとする。

(契約解除後の委託業務実績報告書等の提出)

第18条 甲又は乙が第12条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後7日以内に第16条の委託業務実績報告書等を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第19条 甲又は乙が第12条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、乙が第2条、第3条又は第4条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第20条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託費から出来高部分に相当する委託費を控除した額につき年2.6%の割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により第9条の規定による委託費の支払いが遅れた場合は、乙は、遅延日数に応じ、当該委託費につき年2.6%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(著作権等の帰属)

第21条 委託業務の実施により、甲に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に基づく権利を含む)は、甲の乙に対する委託費がすべて支払われたとき、乙から甲へ移転するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の着手以前から有していた成果物に係る著作権等の知的所有権については、乙に留保されるものとする。この場合、乙は甲に対し、成果物を甲が業務を遂行するために自由に利用(複製等及び翻訳して二次的著作物を創作することを含む)することを無償で許諾するものとする。

3 乙は、成果物に関する著作者人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、乙は、甲及び甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(履行遅滞による違約金)

第22条 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、第5条に規定する委託期間内に契約目的物を納入することができないときは、甲は、乙から延滞違約金を徴収して、委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を契約期間の満了の日の翌日から納入した日までの日数に応じて計算した額とする。

3 甲が手直しの期間を指定した場合において、乙が委託期間内に納入することができないときは、延滞違約金は、委託期間の満了の日の翌日から計算する。

4 前2項の延滞違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 乙は、甲が第9条に規定する支払期限までに支払をしない場合は、遅滞日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の遅滞利息の支払を甲に請求することができる。

(危険負担)

第23条 契約目的物の引渡し前に生じた契約目的物、貸与品及び資料についての損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他乙の責めに帰さない理由により生じたものについては、甲は、その損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(契約不適合の担保責任)

第24条 契約目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて契約目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、又は損害の賠償を請求することができる。甲が相当の期間を定めて乙に対して追完の請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。

2 前項の規定による契約目的物の不適合に対する履行の追完の請求、委託費の減額の請求及び損害賠償の請求は、甲が不適合を知ったときから1年以内に、その旨を乙に通知して行わなければならない。

3 契約目的物の内容に重大な不適合があつて甲が委託の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

4 前3項の規定は、その不適合が甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、この指図の不相当であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(合意管轄)

第25条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第26条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

(甲) 静岡県富士宮市宮町5-12  
静岡県富士山世界遺産センター  
副館長 高部 真吾

(乙) ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、委託業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取得状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

第11 作業場所の限定等

乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、甲の庁舎又は乙の営業所（以下「庁舎等」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、庁舎等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第12 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求できるものとする。